

第4次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和9年度末に満了することから、今後も本市の地域福祉を推進させるため、令和10年度から令和14年度までの5年間を計画期間とする「第4次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するための業務を委託するものである。

なお、本業務の遂行に当たっては、調査から計画策定までを一貫して専門的な知見と全国の事例を含む豊富な経験を持つ事業者に委託することによって、計画内容がより充実し、効率的で円滑な業務遂行を図ることが可能になるため、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称 第4次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「第4次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 委託見積限度額

14,438,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 日程（予定）

実施内容	実施期間又は期日
公示日	令和8年6月 8日（月）
質問書の提出期限	令和8年6月17日（水）
質問に対する回答	令和8年6月22日（月）
参加申込書等の提出期限	令和8年6月30日（火）
参加確認通知	令和8年7月 2日（木）
提案書等の受付期限	令和8年7月14日（火）
プレゼンテーション及び審査	令和8年7月22日（水）
調査結果通知	審査後、1週間以内

受付や提出については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時までとする。

6 参加資格

参加申込書の提出期限の日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (5) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (6) 八女市入札参加資格登録をしている者であること。
- (7) 過去5年間の業務実績のうち、他の自治体等で地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務又は福祉関連計画策定業務の実績があること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7 提出書類

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、実施要領及び関係法令等の各規

程を理解した上で、次の書類を提出すること

① 参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 誓約書（様式第2号） 1部
- ウ 業務体制調書（様式第3号） 1部
- エ 類似業務実績調書（様式第4号） 1部（任意様式でも可）
- オ 会社概要調書（様式5号） 1部（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- カ 委任状（様式第6号）※委任する場合 1部
- キ 国税、県税、市税の未納がない証明書 1部
※発行3か月以内のもの
- ク 直近年度の決算資料 1部

② 提案書等の提出書類

- ア 提案書等提出届（様式第7号） 正本1部 副本7部
- イ 企画提案書（任意様式等） 正本1部 副本7部
企画提案書はA4版とし、書式・項数については特に定めのないものとする（A3版による折込の挿入は可とする）。刷色は自由とし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。
- ウ 次の内容については、必ず記載すること

提案書の内容	
提案書等提出届（表紙）	様式第7号
1. 会社概要	様式第5号
2. 類似業務実績	様式第4号
3. 企画提案書（内容）	任意様式
4. 業務実施体制	様式第3号
5. 総括責任者等の資格、経歴及び同種又は類似業務実績	様式第8号
6. 業務工程表	任意様式
7. 見積書（封筒に入れ、封筒の表面に「第4次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務価格提案書」と朱書きし、封緘の（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印し提出すること。）	様式第9号
8. 直近年度の決算（財務諸表（貸借対照表、損益計算書））	任意様式

※7と8については、正本1部

※①参加申込書等の提出書類及び②提案書等の提出書類については、原則、BIZ UD ゴシックを使用すること。

(2) 提出期限

① 参加申込書等の提出期限

令和8年6月30日（火）17時まで（必着）

② 提案書等の提出期限

令和8年7月14日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「15. 問い合わせ先及び提出先」と同じ。

8 資格確認審査

令和8年6月30日（火）を提出期限とする参加申込書等が不足ないこと及び書類内容から参加資格の有無を確認後、本プロポーザルに参加申し込みをした全事業者に対して参加の可否を通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問票（様式第10号）を電子メールに添付して、「15 問い合わせ先及び提出先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。なお、電話及び口頭による質問、質問期限以降の質問は受け付けない。

(2) 質問期限

令和8年6月17日（水）17時まで（必着）

(3) 回答方法

質問は取りまとめの上、全ての事業者に令和8年6月22日（月）までに、質問票（様式第10号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(4) 質問に対する回答の取扱い

質問に対する回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

10 審査方法

(1) 審査体制

審査にあたっては、「第4次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し審査を行う。

(2) プレゼンテーション及び審査

- ① 実施日 令和8年7月22日（水）
- ② 事業者によるプレゼンテーションの時間は30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とする。
- ③ 各事業者出席者は3名以内とする。

- ④ 追加資料は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションに必要な機器は事業者が持参する。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。

(3) 評価基準

【評価基準表】

審査項目	審査内容	配点
①業務実績	○地域福祉、高齢者福祉、介護保険及び子育て支援に関する調査や計画策定業務の実績があるか。	5
②提案の趣旨及び基本的方針	○委託目的との整合性。 ○地域福祉に関する明確な考え方を感じられるか。 ○地域福祉の社会的背景を把握できているか。基礎的な知識があるか。 ○本市の特性の理解度。	10
③調査・分析力	○回答者に配慮した調査が期待できるか。 ○調査分析に対する考え方及び方法が妥当で明確であるか。 ○本市の特性に応じた調査分析方法が提案されているか。	10
④企画提案書の評価	○企画全般の着眼点、発想、考え方はどうか。 ○本市の特性・課題・各種関連計画等を踏まえた企画提案となっているか。 ○法令や国・県・他自治体の動向を踏まえた提案がされているか。 ○計画策定にあたり考慮すべき情報や資料を、本市に提供する等のサポートが示されているか。 ○地域福祉計画、地域福祉活動計画を一体的に策定するための施策体系及び計画構成は具体的に提案されているか。	40
⑤業務体制支援	○業務運営の組織体制・人的配置は適正であるか。 ○業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な実務経験を有しているか。 ○委員会等への支援が十分期待できるか。	15

	○要求に対する迅速な対応や柔軟性等はあるか。	
⑥作業内容・工程	○策定業務全般について、作業内容が具体的かつ効果的か。 ○策定委員会等へのサポート体制、企画提案はどうか。 ○作業工程のイメージは具体的か。役割分担やスケジュールが明確に示されているか。	15
⑦見積金額	見積額の経済性 5点×最低見積額／評価対象見積額	5
	合計	100

(4) 選定方法

- ① 委員による点数評価とし、評価基準表の審査項目により評価を行う。
- ② 失格者を除いた事業者のうち、委員から1位の評価を最も多く得た事業者を最優先交渉権者とする。ただし、適切な提案がない場合には、本プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- ③ 1位の獲得数が同数の場合は、審査委員の協議により決定する。
- ④ 参加者が1社のみの場合においても、当該事業者選定は成立するものとする。

1.1 審査結果

審査結果については、参加事業者に文書で通知し、最優先交渉権者をホームページで公表する。なお、審査内容についての問合せは一切応じない。

1.2 契約の締結等

委員会で選定された最優先交渉者と、契約内容を協議のうえ、契約を締結する。なお、最優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 価格提案書（様式第9号）の金額が提案上限額を上回ったとき

- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をおこなった場合
- (6) 評価の合計点が6割を下回った場合

1 4 その他留意事項

- (1) 参加を表明するにあたっては、本要領及び配布資料を熟読し、本市における取組みや今後の市の方針について十分に理解したうえで行うこと。
- (2) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（様式は任意）により、その旨を「1 5. 問い合わせ先及び提出先」に通知すること。
- (3) 提出書類
 - ① 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
 - ② 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
 - ③ 提出された書類は、提出した事業者が無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - ④ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て事業者の負担とする。
 - ⑤ 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあっても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 提出された書類等について、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする。また、本プロポーザルによる事業者決定前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれのある情報については決定後の開示とする。
- (6) 本業務を一括して第三者に再委託又は譲渡してはならない。
- (7) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本事業の選定を受けた事業者が作成した企画提案書については、本市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとする。
- (8) 事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、不服を申し立てることはできない。

1 5 問い合わせ先及び提出先

住 所：〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

提出先：八女市 健康福祉部 福祉課 福祉総務係（担当：中島、高山）

電 話：0943-24-8030

E-mail：fukushisomukakari@city.yame.lg.jp